

大阪圏(大阪府、京都府、兵庫県)から丸亀市への移住で、

【基本額】2人以上の世帯18万円、単身世帯10万円を交付します！

さらに、18歳未満の子ども一人につき6万円、自治会加入や三世帯同居または近居※でそれぞれ1万円加算されます

※親、子、孫等の三世帯以上の者が丸亀市内に居住すること。

対象となる世帯（以下の条件をすべて満たす世帯）

《移住元に関する要件》

- 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、全部条件不利地域以外の大阪圏に在住
- 住民票を移す直前に、連続して1年以上、全部条件不利地域以外の大阪圏に在住

《移住先に関する要件》

- 補助金の申請時において、移住後1年以内であること
- 補助金の申請日から5年以上、丸亀市に継続して居住する意があること

《就業先に関する要件》いずれかの条件を満たすこと

- 就業（一般）に関する要件
 - ・勤務地が大阪圏（全部条件不利地域を除く）以外の地域であること
 - ・就業先が、香川県が移住支援事業の対象として「ワクサポかがわ」に掲載している求人または他の都道府県が移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している求人の対象法人であること（掲載日以降に応募していること）
 - ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、就業していること
 - ・補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意があること
 - ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
- 就業（専門人材）に関する要件
 - ・勤務地が大阪圏（全部条件不利地域を除く）以外の地域であること
 - ・香川県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業または国が実施する先導的人材マッチング事業を利用しての就業であること
 - ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、就業していること
 - ・補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意があること
 - ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
 - ・目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと
- 関係人口に関する要件（次のア、イの要件を両方とも満たしていること）
 - ア 次のいずれかに該当すること
 - ・丸亀市に居住した経験があること
 - ・市内の学校に通学し、または事業所に通勤した経験があること
 - ・転入前に市が実施し、または参加する移住に関するイベントにおいて、市に移住相談をした経験があること
 - イ 次のいずれかに該当すること
 - ・市内で農林水産業に就業していること
 - ・市内で香川県が指定する伝統的工芸品の職人として就業していること
 - ・市内の保育所等において、保育士または保育教諭として就業していること
 - ・市内に事業所を置くバス、タクシー、一般旅客定期航路事業者に、運転手または船員として就業していること
- 起業に関する要件
 - ・香川県の起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を受けていること（補助金申請時点で、交付決定日から1年以内であること）

《その他の要件》

- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと
- 日本人または外国人（永住者、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者）であること
- 市税に滞納がないこと
- 補助対象者を含む全ての世帯員が、過去10年以内に移住支援のための補助金を受給していないこと

補助額

2人以上の世帯の場合：18万円　　単身世帯の場合：10万円
〔子育て世帯加算〕18歳未満の世帯員1人につき：6万円
〔その他の加算〕市内の自治会加入：1万円　　三世帯同居または近居：1万円

申請手続きの流れ

①交付申請・実績報告⇒交付決定兼確定通知⇒②交付請求⇒入金⇒③現況届

申請額が予算額に達した場合は受付を終了します。

【申請受付期間】令和9年2月26日（金）まで※3月以降は申請できません
申請後5年間は、毎年「現況届（様式第9号）」の提出が必要となります。

提出書類

①交付申請・実績報告

- 丸亀市大阪圏移住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 申請者の顔写真付き身分証明書の写し
- 世帯全員の移住元の住民票の除票の写し等（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
- 申請者が日本国籍を有しない方である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの
- 就業証明書（様式第2号）就業（一般・専門人材）に関する要件用
- 就業証明書（様式第3号）関係人口に関する要件用
- 起業等スタートアップ支援補助金の交付決定書の写し（起業に関する要件の場合）
- 自治会加入証明書（様式第4号）※該当する場合
- 親、子、孫等の続柄関係が確認できる書類（戸籍事項全部証明書等）※該当する場合
- 債権者登録申出書

②交付請求

- 丸亀市大阪圏移住支援事業補助金交付請求書（様式第6号）

③現況届

- 現況届（様式第9号）※申請後5年間提出が必要です。

※上記書類以外にも、別途書類を提出いただく場合があります。
※様式は政策課窓口で配布している他、市ホームページからダウンロードできます。
※申請書類はメール提出も可能です。

問い合わせ先

丸亀市市長公室政策課（丸亀市役所4階）
住所：香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
電話：0877-24-8839
E-mail:seisaku-k@city.marugame.lg.jp